

20

議案第85号

安房郡市広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議について

安房郡市広域市町村圏事務組合規約を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月25日提出

南房総市長 石井 裕

安房郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約

安房郡市広域市町村圏事務組合規約（昭和45年千葉県指令第1876号）の一部を次のように改正する。

第4条第9号中「安房地域の水道事業に係る統合協議会の事務局に関すること。」を「水道事業の経営に関すること。」に改める。

第14条第3項の次に次の2項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、第4条第9号に規定する事務に係る経費は、当該事務に係る料金、企業債、補助金、出資金、負担金及びその他の収入をもってあてる。

5 前項に規定する出資金及び負担金の負担割合は、組合議会の議決を経て定める。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

議案第85号 安房都市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正案	現行
安房都市広域市町村圏事務組合規約 昭和45年9月10日 千葉県指令第1876号	安房都市広域市町村圏事務組合規約 昭和45年9月10日 千葉県指令第1876号
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (略) (共同処理する事務)	第1条～第3条 (略) (共同処理する事務)
第4条 組合は、次の各号に定める事務を共同で処理する。 (1)～(8) (略) (9) <u>水道事業の経営に関すること。</u>	第4条 組合は、次の各号に定める事務を共同で処理する。 (1)～(8) (略) (9) <u>安房地域の水道事業に係る統合協議会の事務局に関すること。</u>
第5条 (略)	第5条 (略)
第2章、第3章 (略)	第2章、第3章 (略)
第4章 経費の負担等 (組合経費の支弁方法)	第4章 経費の負担等 (組合経費の支弁方法)
第14条 組合の経費は、関係市町の負担する負担金、国庫支出金、県支出金その他の補助金、借入金、寄附金及びその他の収入をもつてあてる。 2 前項に規定する関係市町の負担金の負担割合は、別表の定めるところによる。 3 前項の規定にかかわらず特別の事情があるときは、理事会は第1項に定める関係市町の負担する負担金の全部又は一部について、組合議会の議決を経て、別に定める負担方法により関係市町に分賦することができる。 4 <u>第1項の規定にかかわらず、第4条第9号に規定する事務に係る経費は、当該事務</u>	第14条 組合の経費は、関係市町の負担する負担金、国庫支出金、県支出金その他の補助金、借入金、寄附金及びその他の収入をもつてあてる。 2 前項に規定する関係市町の負担金の負担割合は、別表の定めるところによる。 3 前項の規定にかかわらず特別の事情があるときは、理事会は第1項に定める関係市町の負担する負担金の全部又は一部について、組合議会の議決を経て、別に定める負担方法により関係市町に分賦することができる。

改正案	現行
<p><u>に係る料金、企業債、補助金、出資金、負担金及びその他の収入をもってあてる。</u></p> <p><u>5 前項に規定する出資金及び負担金の負担割合は、組合議会の議決を経て定める。</u></p>	

附 則 (抄)

この規約は、令和8年4月1日から施行する。